

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のBクリニックに雇用され、介護職員として従事していたところ、同年○月○日、事業場において洗面台の清掃作業中、左側頭頂部を強打し負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診したところ「左頭頂部皮下血腫」（以下「原傷病」という。）と診断され、その後、全身に様々な症状が出現した（以下「出現傷病」という。）として、多数の医療機関に受診した。

請求人は、原傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した原傷病は業務上の事由によるものと認め、被災当日1日分の療養補償給付を支給する旨の処分をした。

また、請求人は、出現傷病についても業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間に受診した医療機関に係る○件の療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した出現傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが棄却されたため、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した(平成27年労第326号事件)。

その後、請求人は、平成○年○月○日、D病院に受診し、「毛包炎」(以下「本件傷病」という。)と診断された。

今般、請求人は、本件傷病は原傷病の再発であるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、再発には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらにこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は原傷病の再発である旨主張しているので、以下、検討する。

(2) E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、F医師の平成○年○月○日付け意見書を踏まえた上で、要旨、「本件傷病は、細菌感染症であり、原傷病との間に相当因果関係は無い。」、「本件傷病は一般に皮疹が少量であれば自然治癒し、多発する場合でも治療薬を数日服用すれば治癒する。」及び「本件傷病は私病であり、労災保険法に基づく給付を行うべきではない。」と述べている。

(3) 当審査会としても、医学的資料を始め一件記録を精査したところ、上記E医師の意見は妥当であり、決定書に説示するとおり、本件傷病と原傷病との間に相当因果関係は認められないと判断する。

(4) したがって、請求人に発症した本件傷病は、原傷病が再発したものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。